

令和6年度 第1回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年4月22日（月）13時30分～13時50分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	石川 文士良	○	
	6番	会長職務代理者	青木 長男	○	
	1番	委員	千葉 博	○	
	2番	委員	高橋 禎彦	○	
	3番	委員	千葉 三智枝	○	
	4番	委員	千葉 力男	○	
	5番	委員	高橋 正洋	○	
事務局		局長	佐々木 元	○	
		次長	小野寺 正耕	○	
		主任主査	島 原理 絵	○	

4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

- 報告第1号 農業委員会職員の任命について
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
 報告第3号 農地法第5条許可処分の取消願について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 報告第5号 現状変更届について

- 議案第1号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
 議案第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

【 会 議 の 概 要 】

議長：石川会長
(13時30分開会)

- 議長 ただいまより、令和6年度第1回平泉町農業委員会総会を始めます。
本日の出席委員は7名全員ですので、会議は成立しています。
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び
会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、3番委員、4番委員の両名を指名します。会議
書記には、事務局の小野寺次長と島原主任主査にお願いします。
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 佐々木局長 (会務報告の朗読、説明)
- 議長 以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局長
説明願います。
- 佐々木局長 (本日の議案件数等を説明)
- 議長 それでは、「報告第1号 農業委員会職員の任命について」、事務局説明願
います。
- 佐々木局長 (報告案件の朗読、説明)
- 議長 人事案件ですので、質問等はいりません。
- 議長 これで、「報告第1号」を終わります。
- 議長 次に、「報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について」事務局
説明願います。
- 島原主任主査 (提出議案の朗読、説明)
- 議長 ただいまの「報告第2号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、「報告第2号」を終わります。
- 議長 次に、「報告第3号 農地法第5条許可処分取消願について」、事務局説明
願います。
- 小野寺次長 (報告案件の朗読、説明)
- 当初計画は、接道4m確保となっておりますが、用水路上の橋の架け替えが
必要となり、当初計画から変更となることに伴い取消願の提出となっております。
- 議長 ただいまの「報告第3号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 議長 発言がないようですので、「報告第3号」を終わります。
- 議長 次に、「報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について」事務
局説明願います。
- 島原主任主査 (報告案件の朗読、説明)
- 議長 ただいまの「報告第4号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、「報告第4号」を終わります。

- 議 長 次に、「報告第5号 現状変更届について」事務局説明願います。
小野寺次長 (報告案件の朗読、説明)
隣地との境界に、農地の土が流れ出ないように擁壁を設けるものです。
- 議 長 それでは現地調査をした委員、4番委員。
6番委員 4月10日に、4番委員、推進委員、小野寺次長と現地調査を実施しました。
対象農地は、畑の土の流出を防ぐことから農地利用には問題がないと考えます。
- 議 長 ただいまの「報告第5号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、「報告第5号」を終わります。
- 議 長 それでは議案審議に入ります。「議案第1号 農業経営改善計画の認定に係る
意見について」を議題とします。事務局より願います。
島原主任主査 (提出議案の朗読、説明)
5年後の目標について和牛を増やすこと、それに伴い農業所得目標が現行より上
回る計画として十分成り立っていると考えます。
- 議 長 質疑に入ります。質問等ありませんか。
(なし)
- 議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
- 議 長 挙手全員、原案のとおり意見なしと決定します。
- 議 長 次に、「議案第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の
定期報告について」、事務局説明願います。
小野寺次長 (提出議案の朗読、説明)
農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得し農業を行うことのできる法人で
す。法人が農地等の権利を取得するには、農地法第3条により農業委員会の許可
を受けることが必要です。この場合には、農地法第2条第3項に規定する農地所
有適格法人の要件を満たしていないと許可できないことになっています。
報告がありました農事組合法人は、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業
務執行役員等の全ての項目において記載の通り要件を満たしていることを確認い
たしました。以上で説明を終わります。
- 議 長 質疑に入ります。質問等ありませんか。
(なし)
- 議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
- 議 長 挙手全員、原案のとおり決定します。

これをもちまして、令和6年度第1回平泉町農業委員会総会を終わります。
ご苦労様でした。

(13時50分閉会)

【議事録署名】

議 長 会長 石 川 文士良 ⑩

署名人 3番 千 葉 三智枝 ⑩

署名人 4番 千 葉 力 男 ⑩